

旭川医科大学情報セキュリティ運営室規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田晃敏

旭川医科大学情報セキュリティ運営室規程の一部を改正する規程

旭川医科大学情報セキュリティ運営室規程（平成24年旭医大達第39号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第9条（略） （庶務）</p> <p>第10条 運営室の庶務は、<u>教務部図書館情報課</u>が関係部課等の協力を得て処理する。 （雑則）</p> <p>第11条 この要項に定めるもののほか、運営室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和元年8月7日から施行し、改正後の第10条の規定は、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 平成31年4月1日付で情報セキュリティ業務が図書館情報課の所管となったことに伴い、所要の改正を図るものである。</p>	<p>第1条～第9条（略） （庶務）</p> <p>第10条 運営室の庶務は、<u>総務部総務課</u>が関係部課等の協力を得て処理する。 （雑則）</p> <p>第11条 この要項に定めるもののほか、運営室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。</p>